

適正な課税を

固定資産税課税資料整備業務

固定資産税の適正課税に関する調査結果は。土地については、都市計画街路予定地や高圧線下地に対する補正、悪施設に隣接することによる補正の適用誤りなど94件が判明した。

家屋は、未調査建築物について、市職員による現地調査や、航空写真による調査を行なうとともに、民間事業者のノウハウも活用し、平成27年度中、1058棟の調査が完了した。なお、平成28年度も継続して調査を行い、合計2000棟余りとほぼ全ての調査が完了している。

土地については、税額の訂正を行なった結果、約200万円の減収となり、過徴収分は、対象者に還付を行なった。家屋については、今後、調査結果を踏まえて評価を行い、平成28年度末には税額に反映していく。



未調査建築物の現地調査

平成27年度より以前の過徴収分の対応は。過去の過徴収分については、平成27年度より還付しているところである。

民間の路線バス利用者との公平性の観点から、200円という料金設定となった。また、市民からは、料金を取ってもよいので利便性の向上を図ってほしいとの要望もあった。

見直しのポイント。一番の課題は利用状況の低さと考える。そうしたことから、デマンド交通の可能性も議論してきた。路線設定については、民間の路線バスとの競合はなるべく避けるとともに、民間の路線バスが走っていない地域を重点的に走らせるよう見直しを行った。



車椅子でも乗車可能な市内循環ワゴン

実際に乗車しての検証は行っているのか。職員が自ら乗車し、乗り継ぎや停留所の場所などを調査している。

さらに利用しやすい公共交通を目指して

市内循環バス見直し業務

民間活力でサービス向上を

上福岡図書館の指定管理者制度移行

平成27年度から上福岡図書館に指定管理者制度が導入されたが、その効果は。開館時間が午後8時までまで延長されたことにより、利便性が高まった。開館時間の延長とともに、貸出冊数や利用者人数も約10%の増となった。

また、育児コンシェルジュを週4回配置し、親子連れのサポートを行なっており、子どもを預けることができるなど、来館しやすい環境が整った。館内の展示についても、民間ノウハウにより質の向上が見られた。

指定管理者制度が導入されていない大井図書館への波及は。大井図書館においても、開館日や開館時間が増え、利用者数も伸びている。



上福岡図書館

必要な支援につなげられたか

福祉総合支援事業



福祉総合支援チーム窓口

自立相談支援事業と複合的困難ケースの相談事業の違いは。まずは包括的な相談を行い、法に基づく自立相談支援事業では就労など必要な支援を実施している。この中で複合的な問題を抱えている方には福祉総合支援事業と連携して他の必要な支援策につなぐなど、継続的に支援している。

関係機関の連携状況は。合計32機関に対して、延べ45回のヒアリングを実施した。その結果、収税課や税務課などで問題を把握し、福祉総

自立相談支援事業と複合的困難ケースの相談事業の違いは。職員4人のほかに、非常勤特別職として臨床心理士を1人配置した。相談件数の増加もあり、平成28年度は勤務体制の拡充をする。

合同福祉事例研究会の内容は。相談援助に関わる関係各課の相談能力向上と連携構築を図るため、延べ8回、総参加者数212人で実施した。1回目は臨床心理士による講義を行い、2回目以降は事例研究を実施した。

職員体制は。職員4人のほかに、非常勤特別職として臨床心理士を1人配置した。相談件数の増加もあり、平成28年度は勤務体制の拡充をする。

合同福祉事例研究会の内容は。相談援助に関わる関係各課の相談能力向上と連携構築を図るため、延べ8回、総参加者数212人で実施した。1回目は臨床心理士による講義を行い、2回目以降は事例研究を実施した。

制度として児童手当から徴収する手続きがあるが、本市の取り組みは。学校給食費の未納徴収にあたっては、昨年7月、8月にキャンペーンを行い、教育委員会を挙げて、臨宅徴収や電話催告を行った。その中で相談を受けて、生活が苦しい場合は、分割納付を行っている。収入が、分割納付を行っている。困窮している場合は、制度の活用もあると思うが、一部モラルの問題で支払わない場合の措置として、特別徴収もやむを得ないのではないかと。教育の中の学校給食と考えている。保護者とよく話し合いながら、徴収に時間がかかっても粘り強く説得をしていきたい。公金であることを考えると、債権管理条例の

収納率を上げる取り組みは

学校給食費・保育料等未納

制度として児童手当から徴収する手続きがあるが、本市の取り組みは。学校給食費の未納徴収にあたっては、昨年7月、8月にキャンペーンを行い、教育委員会を挙げて、臨宅徴収や電話催告を行った。その中で相談を受けて、生活が苦しい場合は、分割納付を行っている。収入が、分割納付を行っている。困窮している場合は、制度の活用もあると思うが、一部モラルの問題で支払わない場合の措置として、特別徴収もやむを得ないのではないかと。教育の中の学校給食と考えている。保護者とよく話し合いながら、徴収に時間がかかっても粘り強く説得をしていきたい。公金であることを考えると、債権管理条例の

児童手当から徴収する手続きがあるが、本市の取り組みは。学校給食費の未納徴収にあたっては、昨年7月、8月にキャンペーンを行い、教育委員会を挙げて、臨宅徴収や電話催告を行った。その中で相談を受けて、生活が苦しい場合は、分割納付を行っている。収入が、分割納付を行っている。困窮している場合は、制度の活用もあると思うが、一部モラルの問題で支払わない場合の措置として、特別徴収もやむを得ないのではないかと。教育の中の学校給食と考えている。保護者とよく話し合いながら、徴収に時間がかかっても粘り強く説得をしていきたい。公金であることを考えると、債権管理条例の

児童手当から徴収する手続きがあるが、本市の取り組みは。学校給食費の未納徴収にあたっては、昨年7月、8月にキャンペーンを行い、教育委員会を挙げて、臨宅徴収や電話催告を行った。その中で相談を受けて、生活が苦しい場合は、分割納付を行っている。収入が、分割納付を行っている。困窮している場合は、制度の活用もあると思うが、一部モラルの問題で支払わない場合の措置として、特別徴収もやむを得ないのではないかと。教育の中の学校給食と考えている。保護者とよく話し合いながら、徴収に時間がかかっても粘り強く説得をしていきたい。公金であることを考えると、債権管理条例の

児童手当から徴収する手続きがあるが、本市の取り組みは。学校給食費の未納徴収にあたっては、昨年7月、8月にキャンペーンを行い、教育委員会を挙げて、臨宅徴収や電話催告を行った。その中で相談を受けて、生活が苦しい場合は、分割納付を行っている。収入が、分割納付を行っている。困窮している場合は、制度の活用もあると思うが、一部モラルの問題で支払わない場合の措置として、特別徴収もやむを得ないのではないかと。教育の中の学校給食と考えている。保護者とよく話し合いながら、徴収に時間がかかっても粘り強く説得をしていきたい。公金であることを考えると、債権管理条例の

早期発見・早期療育で切れ目のない支援を

児童発育・発達支援センター事業

児童発育・発達支援センターが開所して1年半が経過した。窓口ができたことで、保健センターで行っていたとき以上に、相談件数も増加している。市内の支援施設との連携をどのように行っていくのか。現在は平成27年度実績を4カ月で超える利用件数となっている。初期的な発達の状況は、児童発育・発達支援センターの臨床心理士がチェックを行う。さらに支援が必要な場合は、利用者の求めに応じてセンター内の発達支援も含めて市内の支援施設を案内し連携を図っている。

児童発育・発達支援センターは観察をして午後にはカーンフアレンスを行い、早期発見・早期支援に結びつけるようにしている。支援センターができたことで、切れ目のない支援につなげていくのか。発達に心配がある場合、未就学児は児童発育・発達支援センターの児童発育支援事業、就学後の児童は、センター内の放課後等デイサービス事業の対象となる。未就学から就学への連携をスムーズに行うために実施している。小学校高学年からは、市内外の放課後等デイサービスを案内し連携している。

児童発育・発達支援センターは観察をして午後にはカーンフアレンスを行い、早期発見・早期支援に結びつけるようにしている。支援センターができたことで、切れ目のない支援につなげていくのか。発達に心配がある場合、未就学児は児童発育・発達支援センターの児童発育支援事業、就学後の児童は、センター内の放課後等デイサービス事業の対象となる。未就学から就学への連携をスムーズに行うために実施している。小学校高学年からは、市内外の放課後等デイサービスを案内し連携している。



児童発育・発達支援センター